



地域の皆さんの「助け合いの力」が必要です

～災害時に自主避難が難しい方々の支援体制づくりをはじめましょう～

災害時に自主避難が困難な方を「避難行動要支援者（要支援者）」と呼びます。特に大規模災害や短期集中的な災害が発生した時、市・消防・警察などは様々な対応に追われ、全ての要支援者の方の安否確認や避難誘導ができないことが想定されます。要支援者の方々を地域で支援するために「いま」から地域の支援体制づくりをはじめましょう。



求められる地域の支え

■避難が困難な要支援者には「共助」による支援が必要です。

1 必要とされている「共助」の力

災害時に要支援者の安全を確保するには、地域の皆さんの共に助け合う力が必要です。

2 共助による支援を行うための、要支援者の方の「名簿」

市では要支援者の内、同意のあった方の名簿を※支援等関係者に配付しています。

3 地域の皆さんの協力とは

①要支援者名簿の運用・管理 ②支援体制づくり ③災害時の要支援者の安全確保

※支援等関係者：自治会長・民生委員など

要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児等
特に配慮を要する方

避難行動要支援者（要支援者）

要配慮者のうち
自主避難が困難な方

やれることから始める支援の取り組み

■地域で今やれることから始めてみましょう。

1 支援に必要なことを確認する

地域で話し合い、要支援者の氏名や所在等を確認します。
また、要支援者ごとの状況や必要な支援を整理します。



2 要支援者一人ひとりの「個別避難計画」をつくる

地域で話し合い、災害時の避難支援に必要となる情報をまとめた計画を作成します。
要支援者から聴き取りを行い、了承を得ながら作成します。
地域でできることを地域の実情に合わせて作成します。

3 避難誘導訓練などを実施する

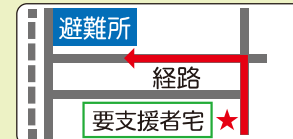
個別避難計画をもとに避難誘導訓練などを実施し、それぞれの役割などの確認をします。
簡易な訓練でも構わないので、実際の動きをしてみることで課題の洗い出しができます。

地域でつくる

名簿をつくる

住所・氏名
世帯状況
緊急連絡先など

地図を作る



個別支援計画をつくる

誰が知らせるか 情報伝達の流れ（防災情報などの伝達経路）
どこに逃げるか 予定避難先（市指定避難所、親族宅等）
誰が支援するか 避難支援者（情報伝達、補助、安否確認）
何が必要か 避難時の携行品（歩行具、医薬品等） など



地域で情報共有・支援の実施

いざという時に活動できる支援体制づくり ■あらかじめ役割やルールを決めておきましょう。



自治会単位での支援体制づくりの例

●自治会役員や近所の方の役割を決める

役割分担表 (例)

○情報伝達 (声かけ) 係 (班にいる要支援者に災害情報を伝える)

A班担当 班長○○ ○○

B班担当 班長□□ □□

例) 大きな台風が近づいていますよ

避難指示が出たので昼間の内に避難しましょう など

○避難支援係 (避難所等への避難を支援する)

A班担当 班長・副班長・その他2名

B班担当 班長・副班長・その他3名

例) 家族に連絡をとる タクシーを呼ぶ

避難所に持参するものを確認する 付き添う など



○安否確認係 (避難状況などの確認をして取りまとめる)

各班長→自治会長へ連絡

例)○○コミセンに避難した □町の家族宅へ避難した など

○責任者 (上記活動の指示や情報の取りまとめ)

例) 自治会長 Tel090-□□□□-△△△△

※「個別避難計画」との整合性も確認しましょう。

●ルールや連絡先などをまとめておく

避難支援マニュアル (例)

○平常時の見守りについて

例) 健やか支援アドバイザーや民生委員から報告を受ける など

○声かけや避難支援の際の注意事項

例) 電話ではなく直接声かけをする

避難支援は2名以上で行う

簡潔にわかりやすく伝える

耳が聞こえにくい方には文字も活用する

なるべく明るいうちに避難できるよう伝える など



○声かけや避難支援・安否確認のタイミング

例) 自治会長の指示による など

○役員不在の場合の対応

例) 不在の可能性がある場合は自治会長に報告する など

○役員・避難所・市災害担当職員の連絡先

例) 自治会長 090-□□□□-△△△△、○○コミセン 23-□□□□

担当詰所長 080-○○○○-□□□□、消防分団 99-△△△△など

※分かり易く作成しましょう。

薩摩川内市地域福祉計画の基本理念の一つである

「全ての市民が住み慣れた地域で お互い支え合い 安心して健やかに暮らせるまちづくり」の実現に向け
避難行動要支援者の避難支援の充実を図るために「地域全体で支援する体制づくり」を推進します。



薩摩川内市 福祉こども部
福祉政策課

TEL23-5111(内線2732)